

後期基本計画策定に向けた改訂及び見直案の要旨

I 基本構想編の改訂の要旨

① 近年の社会経済情勢の変化に伴う特筆すべき事項の追加
【改定箇所】 資料５：後期基本計画(案)（P2～3） 資料６：新旧対照表（P7～9） 序．総合計画について １節 第五次総合計画の策定について （２）社会経済情勢の変化
【改定内容の要旨】 ●令和２年（2020）世界規模で流行した新型コロナウイルス感染症について記載しました。 ●平成２７年（2015）国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」について記載しました。
【改定箇所】 資料５：後期基本計画(案)（P7） 資料６：新旧対照表（P13） ４節 南風原町の概況と課題 （３）ともに支えあう福祉のまちづくり、健康づくり
【改定内容の要旨】 ●新型コロナウイルス感染症について記載しました。
【改定箇所】 資料５：後期基本計画(案)（P21） 資料６：新旧対照表（P26） まちづくり目標３ ちむぐくるともにつくる福祉と健康のまち （２）健康づくりの推進
【改定内容の要旨】 ●新型コロナウイルス感染症の予防について記載しました。

②将来人口の更新と世帯数の新規掲載

【改定箇所】

資料 5 : 後期基本計画(案) (P11～12) 資料 6 : 新旧対照表 (P16～18)

1. 南風原町の将来像

3 節 将来人口 (1) 総人口 及び (2) 世帯

【改定内容の要旨】

- 前期基本計画の将来人口推計は、平成 27 年(2015)の国勢調査の結果に基づき推計していましたが、令和 2 年(2020)実施の国勢調査により本町の人口に変化が生じたため、新たに推計を行いました。
- 前期基本計画の令和 8 年(2026)の将来人口は 39,500 人に設定されていましたが、後期基本計画では、令和 8 年(2026)の将来人口を 43,500 人に設定しました。
- 前期基本計画では世帯数についての記載はありませんでしたが、世帯構造にも変化があることから、後期基本計画では世帯数と世帯人員を新たに記載しました。

③まちづくり目標ごとに関連する SDGs のアイコンの掲載

【改定箇所】

資料 5 : 後期基本計画(案) (P16～28) 資料 6 : 新旧対照表 (P21～31)

2. まちづくり目標と達成するための柱

【改定内容の要旨】

- 本町のまちづくり目標と世界の共通目標である SDGs の関係を明らかにするため、目標項目ごとに SDGs の 17 の目標に該当するアイコンを掲載しました。

④土地利用構想の改訂

【改定箇所】

資料 5 : 後期基本計画(案) (P30～34) 資料 6 : 新旧対照表 (P33～38)

3. 土地利用構想

2 節 土地利用の個別方針～ 3 節 新規土地利用地区

【改定内容の要旨】

- 令和 3 年度の都市計画マスタープランの改訂によって、都市構想や土地利用計画等の内容が見直されたため掲載内容を改訂しました。

※そのほかの文言等の修正要点

前期基本計画の文書で表現を直した方がよい箇所や、統一されていない文言がありましたので、修正しました。なお、主な統一文言等は次のとおりです。

- ・南風原町 → 本町
- ・取組み → 取り組み及び取組
- ・和暦表示の後に括弧書きで西暦を挿入
- ・目指す → めざす
- ・さまざま → 様々
- ・すこやかな → 健やかな
- ・すすめ → 進め
- ・とおして → 通して
- ・当たって → あたって
- ・計画名、条例名、要綱名等は「」で表示
- ・南風原町観光協会、南風原町商工会、南風原町文化協会、南風原町社会福祉協議会→町観光協会、町商工会、町文化協会、町社会福祉協議会
- ・さらなる → 更なる

Ⅱ 基本計画編の見直しの要旨

(1) 構成の見直し

【前期基本計画の基本構成】

「まちづくり目標1」を達成するための柱

2節 | 自ら考え、行動し、みんなで創るまち

現状・課題

(1) 住民自治を学ぶ場の確保

【現状】
 ① 住民自治を学ぶ場としての出前講座を開催しています。
 ② 協働のまちづくりに主体的に関わっている善行者や善行団体に対し表彰等を行っています。

【課題】
 ① 協働のまちづくりを実践する段階を迎えている中、住民自治に関する講演会や学習会など、実効性のある多様な住民自治を学ぶ場を創っていくことが求められています。

施策の展開

施策の展開 住民自治の確立に向けた学びの場の充実と支援

(1)

担当課 企画財政課、総務課、生涯学習文化課、議会事務局

① 住民自治を学ぶまちづくり講演会や出前講座、学習会の開催を推進します。
 ② 各自治会、各種団体が主体的に行う学習会等の活動へ支援を行います。
 ③ 各種団体が行う、各分野（テーマ別）の活動実態の把握に努め、団体間の連携・関係づくりに向けた支援を行います。

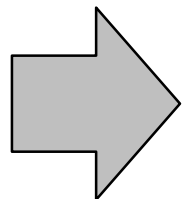


！重点事業

◎ 学びの場充実事業（まちづくり学習会の開催）
 ◎ 多様な人材の積極的な活用の推進
 ◎ 自治会活性化事業
 ◎ 協働のまちづくり推進事業

5年後（平成33年度）の目標値

指 標 名	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
地域に愛着を感じる市民の割合	82%	84%
まちづくり学習会等の開催数	32回	40回
人材バンク等登録者数	190人	延べ570人
各種審議会等の女性登用率	33%	50%
手上げ方式による事業実施団体数	0件	延べ10件（年2件）



【後期基本計画の基本構成】

2 節 自ら考え、行動し、みんなで創るまち



●SDGsアイコン：施策に対応するSDGsに該当するアイコンを表示しています。

施策のめざす姿

- 住民自治を学ぶまちづくり講演会や出前講座等が開催され、まちづくりや住民自治の手法を学ぶ町民が増えています。
- 時代のニーズに合った手法で、地域課題に取り組む人材の発掘・育成が行われています。
- すべての町民がそれぞれの能力に応じて活躍できる環境づくりが整っています。
- 転入者などがスムーズに自治会に加入できる仕組みが整い、より多くの町民が自治会に加入しています。
- 町民同士の情報交換や交流活動が活発化し、地域の抱える多種多様な課題に自ら取り組む協働のまちづくりが実践されています。

●施策のめざす姿：施策の推進により5年後に実現をめざす、町民の生活やまちの状態(あるべき姿)を掲げています。

現状・課題

(1) 住民自治の確立に向けた学びの場の充実と支援

- ①住民自治を学ぶ場として出前講座を開催しており、町民が町政に対する理解を深める重要な取り組みとなっています。協働のまちづくりを実践するにあたり、住民自治に関する講演会や学習会など、実効性のある多様な住民自治を学ぶ場を住民ニーズに合わせて創っていくことが求められています。
- ②各字・自治会、各種団体間の連携・関係づくりに向けた支援を行っています。各種助成事業の周知を図るとともに、他市町村の状況も把握し新たな支援を検討する必要があります。

●現状・課題：めざす姿及び施策に関する社会動向やこれまでの施策の取組結果を踏まえた現状と課題を記述しています。

施策の展開

(1) 住民自治の確立に向けた学びの場の充実と支援

担当課 企画財政課、総務課、生涯学習文化課、議会事務局

- ①住民自治を学ぶまちづくり講演会や出前講座、学習会の開催を推進します。
- ②各字・自治会、各種団体が主体的に行う学習会等の活動へ支援を行います。
- ③各種団体が行う、各分野（テーマ別）の活動実態の把握に努め、団体間の連携・関係づくりに向けた支援を行います。

●施策の展開：めざす姿の実現に向け、後期基本計画期間（令和4年度(2022)～8年度(2026)）の5か年に取り組んでいく具体的な内容を示しています。

重点事業

- 学びの場の充実事業（まちづくり出前講座等の開催）
- 多様な人材の積極的な活用の推進
- 自治会活性化事業
- 協働のまちづくり推進事業

●重点事業：施策を推進する、また施策を達成するための柱となる取組事業項目を示しています。

5年後（令和8年度）の目標値

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
地域に愛着を感じる町民の割合	82%	85.1%
まちづくり出前講座等の開催数	43回	55回
人材バンク等登録者数（学校応援隊はえばるボランティア登録者数）	2,266人	2,700人
各種審議会等の女性登用率	32.0%	50%
手上げ方式による事業実施団体数	延べ2件	延べ10件 (年2件)

●5年後の目標値：施策の展開や事業を実施した結果、どの程度達成できたかを定量的に確認するための指標名、現状値、目標値を示しています。

個別計画

- 第三次南風原町男女共同参画計画（まじゅんプラン）
- 第二次南風原町地域福祉推進計画（ちむぐるプラン）

●個別計画：総合計画（基本構想・基本計画）は、町の最上位計画で、最も基本となる計画です。基本計画の施策をさらに具体的かつ分野別に策定した個別計画があります。基本計画の施策と関連する個別計画を記述しています。

(2) 施策の見直しの主要箇所

まちづくり目標 1 みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち

見直し箇所	1 節 情報の共有でひらかれたまち (3) 情報化の推進 資料 5：後期基本計画(案) (P40) 資料 6：新旧対照表 (P46)
見直しの要旨	●行政サービスについて、デジタル技術や AI 等の活用による業務効率化、住民の利便性向上が求められていることから記載しました。
見直しの内容	【後期基本計画】 ②自治体 DX を推進し、行政手続等の利便性の向上、電子申請の充実及びマイナンバーカードの普及を図ります。 【前期基本計画】 ○記載無し

見直し箇所	2 節 自ら考え、行動し、みんなで創るまち (5) 協働のまちづくりの実践 資料 5：後期基本計画(案) (P45) 資料 6：新旧対照表 (P52)
見直しの要旨	●南風原町の魅力を深く知ることのできるはえばる大学や、住民からのニーズが高い出前講座等について記載しました。
見直しの内容	【後期基本計画】 ③はえばる大学、出前講座等を通じて、自ら考え行動する住民を育成します。 【前期基本計画】 ○記載無し

まちづくり目標 2 きらきらと輝く人が育つまち

見直し箇所	2 節 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育 (3) 学び・体験・交流の場や機会の充実 資料 5：後期基本計画(案) (P51)
-------	---

	資料 6：新旧対照表（P61）
見直しの要旨	● 学びの場として町民が多く利用している町立図書館について記載しました。
見直しの内容	【後期基本計画】 ③町立図書館における電子図書の充実や読み聞かせ会の実施など、町民の読書ニーズに応えるため図書館機能の拡充を図ります。 【前期基本計画】 ○記載無し

見直し箇所	2 節 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育 （５）スポーツ・レクリエーションの振興 資料 5：後期基本計画(案)（P52） 資料 6：新旧対照表（P62）
見直しの要旨	● 子どもから大人まで活用できる体育館や公園等の整備・充実が求められているため記載しました。
見直しの内容	【後期基本計画】 ③町内の公園を活用し、子どもから大人まで健全にスポーツが楽しめるスポーツ施設の整備・充実に努めます。 【前期基本計画】 ○記載無し

まちづくり目標 3 ちむぐくでとにもつくる福祉と健康のまち

見直し箇所	1 節 ちむぐくで支えあう安心して暮らせるまち （４）権利擁護等に関する制度の利用促進 資料 5：後期基本計画(案)（P61） 資料 6：新旧対照表（P75）
見直しの要旨	● 法務省の人権擁護機関では、12 月 4 日から 12 月 10 日までの 1 週間を「人権週間」と定め、全国各地で人権啓発活動を行っています。SDGs が掲げる「誰一人取り残さない」社会を実現するには、一人ひとりが人権尊重の重要性を改めて認識し、人権意識の向上が必要なため記載しました。
見直しの内容	【後期基本計画】

	③「人権週間」において、人権啓発活動を実施し、町民一人ひとりの人権意識の向上を図ります。 【前期基本計画】 ○記載無し
--	--

見直し箇所	2 節 健康づくりの推進 （１）生涯にわたって健康づくりに取り組める体制の整備 資料 5：後期基本計画(案)（P63） 資料 6：新旧対照表（P78）
見直しの要旨	●「健康はえばる 21（第 2 次）」、「第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）」等に基づき、健康寿命の延伸、社会保障の安定をめざして生活習慣病の発症予防及び重症化予防に取り組む必要があるため記載しました。
見直しの内容	【後期基本計画】 ②健康づくりに効果的な身体活動・運動については、「ロコモティブシンドローム」予防知識の普及、ちむぐる館の健康増進室の利便性向上、黄金森公園陸上競技場等の公園・スポーツ施設の活用（ウォーキング教室等）を進め、健康増進運動習慣の向上を図ります。 ③町内の各団体と連携し、イベント等を通して町民の健康づくりを促進します 【前期基本計画】 ○記載無し

見直し箇所	3 節 子ども・子育て支援の充実 （３）安心して子どもを産み育てるための支援の充実 資料 5：後期基本計画(案)（P68） 資料 6：新旧対照表（P85）
見直しの要旨	●本町の子ども医療費助成において、令和 4 年（2022）10 月から通院・入院の窓口支払無償化の対象年齢を高校生（18 歳）まで拡充し、沖縄県全域においても、令和 4 年（2022）4 月から中学 3 年までの通院・入院において窓口支払いの無償化が開始されたことから、掲載内容を改訂しました。
見直しの内容	【後期基本計画】 ③子どもの健やかな成長を支えるため、高校生（18 歳）までの医療費無料化と、医療費の自己負担分を病院で支払わずに済む制度（現物給付）を継続します。

	【前期基本計画】 ③子どもの健やかな成長を支えるため、中学生までの医療費無料化を継続し、さらに医療費の自己負担分を病院で支払わずに済む制度（現物給付）を実施します。
--	--

見直し箇所	3 節 子ども・子育て支援の充実 （３）安心して子どもを生み育てるための支援の充実 資料 5：後期基本計画(案)（P68） 資料 6：新旧対照表（P85）
見直しの要旨	●子育ての援助をしてほしい子育て世帯からのニーズが高まっているため記載しました。
見直しの内容	【後期基本計画】 ⑥町社会福祉協議会が実施しているファミリーサポートセンター事業を有効活用し、子育てを支援します。 【前期基本計画】 ○記載無し

見直し箇所	3 節 子ども・子育て支援の充実 （４）子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所づくり 資料 5：後期基本計画(案)（P69） 資料 6：新旧対照表（P85）
見直しの要旨	●町の様々な人材を活用した居場所づくりの必要性の高さから記載しました。
見直しの内容	【後期基本計画】 ③退職教諭・大学生・地域の方からなる学校支援ボランティア等を活用した居場所の充実を図ります。 【前期基本計画】 ○記載無し

見直し箇所	3 節 子ども・子育て支援の充実 （５）貧困の連鎖防止 資料 5：後期基本計画(案)（P69） 資料 6：新旧対照表（P86）
見直しの要旨	●生活困窮世帯の子や若年妊産婦を対象に「子ども元気 ROOM（子どもの

	居場所)」、「ママ笑み ROOM (若年妊産婦の居場所)」等で必要な支援を提供していることから記載しました。
見直しの内容	【後期基本計画】 ⑤保護者の雇用の確保に向け、関係機関との連携を図り、子どもとその世帯の支援を進めます。 【前期基本計画】 ○記載無し

見直し箇所	4 節 障がい者（児）・高齢者支援の充実 （１）障がい者（児）を支える体制の強化とサービスの充実 資料 5：後期基本計画(案)（P73） 資料 6：新旧対照表（P90）
見直しの要旨	●令和 2 年度（2020）に「第 5 次南風原町障がい者計画・南風原町第 6 期障がい福祉計画・南風原町第 2 期障がい児福祉計画」が策定されたので記載内容を改訂しました。
見直しの内容	【後期基本計画】 ③令和 2 年度（2020）に策定した「第 5 次南風原町障がい者計画・南風原町第 6 期障がい福祉計画・南風原町第 2 期障がい児福祉計画」に基づき、地域のニーズを踏まえつつ、福祉サービスの充実を図り、各種取り組みを推進します。 【前期基本計画】 ③地域のニーズを踏まえつつ、「障がい者計画・障がい福祉計画」を策定し、福祉サービスの充実を図り、各種取り組みを推進します。

見直し箇所	4 節 障がい者（児）・高齢者支援の充実 （２）高齢者を支える体制の強化とサービスの充実 資料 5：後期基本計画(案)（P73） 資料 6：新旧対照表（P91）
見直しの要旨	●令和 2 年度（2020）に「第 9 次南風原町高齢者保健福祉計画」が策定されたため記載内容を改訂しました。
見直しの内容	【後期基本計画】 ①令和 2 年度（2020）に策定した「第 9 次南風原町高齢者保健福祉計画」に基づき福祉サービスの充実を図り、各種取り組みを推進します。

	【前期基本計画】 ①地域のニーズを踏まえつつ、「高齢者保健福祉計画」を策定し、福祉サービスの充実を図り、各種取り組みを推進します。
--	---

まちづくり目標 4 工夫と連携で産業が躍動するまち

見直し箇所	1 節 南風原産品を創り伸ばす農業の振興 (1) 農業基盤の強化 資料 5：後期基本計画(案) (P77) 資料 6：新旧対照表 (P96)
見直しの要旨	●日本の農業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題となっています。そこで先端技術を駆使した「スマート農業」を活用することで、農作業における省力・軽労化をさらに進めることができるとともに、新規就農者の確保や栽培技術力の継承等が期待されるため記載しました。
見直しの内容	【後期基本計画】 ③AI やドローンの導入等、新しい技術を活用したスマート農業の推進を図ります。 【前期基本計画】 ○記載無し

見直し箇所	1 節 南風原産品を創り伸ばす農業の振興 (3) 担い手の育成 資料 5：後期基本計画(案) (P78) 資料 6：新旧対照表 (P97)
見直しの要旨	●遊休農地又は耕作放棄地の面積は、農地流動化・利用集積対策事業等により農地集積を進め農業経営基盤強化を図っていますが、目標値には届いていない状況にあるので地域町民農園として活用し、農業に興味を持ってもらうことで担い手農家の確保に取り組んでいく必要があるため記載しました。
見直しの内容	【後期基本計画】 ④遊休農地や耕作放棄地の地域町民農園としての活用をするなど、興味を持ってもらうことで、担い手の確保に努めます。

	【前期基本計画】 ○記載無し
--	--------------------------

見直し箇所	1 節 南風原産品を創り伸ばす農業の振興 （３）担い手の育成 資料 5：後期基本計画(案)（P78） 資料 6：新旧対照表（P97）
見直しの要旨	●「農福連携」の取組が進むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を創出できるとともに、農業分野では高齢化による新たな担い手の確保に繋がることが期待されるので記載しました。
見直しの内容	【後期基本計画】 ⑤障がい者等が農業分野で活躍する「農福連携」を支援し担い手の確保に努めます。 【前期基本計画】 ○記載無し

見直し箇所	3 節 地域の連携で創る観光の振興 （１）観光振興計画の着実な推進と体制の強化 資料 5：後期基本計画(案)（P85） 資料 6：新旧対照表（P106）
見直しの要旨	●観光客による観光関連情報等の収集での活用のニーズが高まっているため記載しました。
見直しの内容	【後期基本計画】 ⑤観光拠点における公衆 Wi-Fi の通信環境の向上を進め、観光客の利便性向上に努めます。 【前期基本計画】 ○記載無し

まちづくり目標 5 みどりとまちが調和した安全・安心のまち

見直し箇所	2 節 快適で文化的に暮らせるまちづくり
--------------	-----------------------------

	（２）公園・広場の整備 資料５：後期基本計画(案)（P96） 資料６：新旧対照表（P119）
見直しの要旨	●日常生活に身近な公園整備については継続的な対応を求められているため記載しました。
見直しの内容	【後期基本計画】 ③公園に遊歩道を整備し、ウォーキング、散策、自然観察などを楽しめる空間づくりを進めます。 【前期基本計画】 ○記載無し

見直し箇所	２節 快適で文化的に暮らせるまちづくり （４）個性ある美しい住環境の保全・創出 資料５：後期基本計画(案)（P96） 資料６：新旧対照表（P119）
見直しの要旨	●平成 30 年度（2018）に「南風原町景観計画」が策定されたので記載内容を改訂しました。
見直しの内容	【後期基本計画】 ①「南風原町景観計画」に基づき、良好な景観づくりへの誘導を図ります。 【前期基本計画】 ①景観づくりの指針となる景観計画を策定します。

見直し箇所	２節 快適で文化的に暮らせるまちづくり （４）個性ある美しい住環境の保全・創出 資料５：後期基本計画(案)（P97） 資料６：新旧対照表（P120）
見直しの要旨	●まちづくりや地域活性化の観点から、緑化を含む景観づくりは重要なポイントとなっており、本町においても町民と協働による景観形成が求められているため記載しました。
見直しの内容	【後期基本計画】 ⑦自然、利便性、快適性に配慮した質の高い住環境の創出を図ります。 【前期基本計画】 ○記載無し

見直し箇所	2 節 快適で文化的に暮らせるまちづくり (5) 都市と農村の調和 資料 5 : 後期基本計画(案) (P97) 資料 6 : 新旧対照表 (P120)
見直しの要旨	●喜屋武・本部・照屋等が新たに市街化区域に編入されたので記載内容を改訂しました。
見直しの内容	【後期基本計画】 ①新たに市街化区域に編入された地域（喜屋武・本部・照屋等）については、用途地域に応じた土地利用を図り、市街地と農地の棲み分けを進めます。 【前期基本計画】 ①喜屋武・本部・照屋などの既存集落地域の市街化区域への編入に向けての取り組みを進めます。